

# 淀川水系 流域委員会 環境・利用部会ニュース

<http://www.yodoriver.org>

## No. 3-4

合併号 2003年7月発行

平成15年4月10日(木)第3回環境・利用部会、  
平成15年4月17日(木)第4回環境・利用部会、  
が開かれました。

### CONTENTS

第3回環境・利用部会の内容	1
第4回環境・利用部会の内容	12
第3回環境・利用部会の資料より抜粋	16
第4回環境・利用部会の資料より抜粋	20
これまで開催された会議等について	23
環境・利用部会委員リスト	24
配付資料リスト	25
配付資料及び提言の閲覧・入手方法・ ご意見受付	26



## 第3回 環境・利用部会の内容

部会長より、議論の進め方に関する説明が行われたあと、自然環境班、水質班、利用班の3つの班に分かれて、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関して、委員と河川管理者による意見交換が行われました



### 第3回環境・利用部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年4月10日(木) 13:30~16:30

場 所：大津プリンスホテル 2階 コンベンションホール

淡海7・8(全体会議・水質班) / 淡海9(利用班) / 淡海10(自然環境班)

参加者数：委員20名、他部会委員3名、河川管理者22名、一般傍聴者157名

#### 1 決定事項

第4回部会(4/17)は全体会議とし、各検討班リーダーから報告頂く内容や検討班間で相互に関連する問題等について議論する。

#### 2 審議の概要

今後の進め方について(全体会議)

部会長より説明があり、部会全体での今後の進め方等について確認された。意見交換の内容については「4 主な意見」を参照。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)(以下、説明資料(第1稿))に関する意見交換(検討班別)

自然環境、水質、利用の3つの検討班に分かれて資料2-2「論点に関する前回部会(3/27)での主な意見・やりとり内容」等をもとに委員間や河川管理者との意見交換が行われた。各班の意見交換の内容は「4 主な意見」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取(検討班別)

- ・自然環境班：なし
- ・水 質 班：一般傍聴者1名より「水質調査におけるDO(溶存酸素)と深さの重要性」「水質協議会等への要望」に関して発言があった。
- ・利 用 班：一般傍聴者1名より「高水敷のランド利用の現状」「河道内にある樹木の伐採の方針」「河川利用委員会の実態」に関して発言があった。

#### 3 今後の予定

第4回環境・利用部会を4月17日(木)13:30~16:30に開催する。

#### 4 主な意見

冒頭、全体で今後の議論の進め方等について確認が行われ、その後、自然環境、水質、利用の3つの検討班に別れて意見交換が行われた。

##### 全体審議

今後の進め方について

- ・第20回委員会(4/21)では状況報告にとどめ、方向性提示をめざす。委員会後2回程度部会を開催し、ダムを含めた新たな説明資料をもとに議論していきたい。
- ・今後、テーマ別部会と地域別部会はどのような関係で進んでいくのか。  
テーマ別部会では全体的な考え方、あり方の議論を進めており、個々の流域における具体的方策について検討することは困難である。地域別部会ではテーマ別部会の全体を通しての考え方から、地域に応じた問題点を議論することになると思う。  
4/17の運営会議にて、テーマ別部会と地域別部会をどのように進めていくのかについて、検討される予定。(庶務)

委員からの提出意見の取り扱いについて

- ・以前より、委員から説明資料(第1稿)に対する意見を提出しているが、提出した意見に対する評価が明らかにされていない。各委員の意見の対比等、整理をお願いしたい。  
取り扱いについては、今後委員会等でも検討していきたい。(部会長)  
自然環境班では部会の前に全ての意見を精読し、整理、検討を行い、その結果を具体的な資料として出している。(自然環境班リーダー)

##### 検討班別審議

###### a. 自然環境班

リーダーより、資料2-1「『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』検討の論点について」の自然環境班の論点の部分に用いて説明が行われ、特に理念や大枠の考え方と具体策について議論を行うことが確認された。

##### <主な意見>

川が川をつくる理念について

- ・川の物理的な作用として、川が自然に流れて攪乱が起き、そこに生物の育まれる環境ができ、生物多様性が生まれる。やがて、そのような河川に人間が様々な思いを抱くことになるが、まずは、物理的な側面から、いくつかの段階にわけて整理して議論した方がよいのではないかと、はっきりと区別して分けて議論するのは難しいのではないかと、全ての段階を含めて、1つとも考えられる。  
物理的なモデル段階について分けて議論する時には、河口域をモデルにして議論すればわかりやすいのではないかと、河口域には、物理的要因によって干潟ができ、生息空間や浄化作用が形作られている。
- ・河川に流れる土砂量と水量が変化し、掘削が行われる。ダイナミックに変動する河川を許容する十分な河川空間が必要。また、なだらかな水辺移行帯も必要。「川が川をつくる」理念を

実現できる可能性があるのは、広大な氾濫源と砂の供給がある木津川くらいではないか。淀川では、人の手助けがかなり必要だが、生物が生息できる場所はつくっていけるだろう。

- ・現に今、「川が川をつくっている」モデルがあれば、川の本来の姿理想的な場所として、そこを守っていかなければならない。
- ・はじめから、理想的な箱物を完全に作り上げてしまおうとせずに、最後の仕上げの部分は川に任せればよい。10年後、20年後つぶれてもかまわない。楠葉のワンドでは、ある程度まで工事して、あとはそのまま放ってある。現在、徐々に昔のワンドの雰囲気に戻りつつある。
- ・水位が上昇すると浅い水域が広がっていくような、緩やかな水辺移行帯が必要だ。
- ・川の原点は山にあるのではないか。2) 「川が川をつくる、という理念を実現する技術開発」として、森林の保全が必要だ。川に悪影響を与えない、むしろ川により影響を与えるような森林の公益的広域的な森林機能の見直しが必要。
- ・普通種を保全することが、貴重種や絶滅危惧種の保全にもつながる。普通種が幅広く生息していけるを保全するためのような改善策が必要だ。  
琵琶湖のタナゴが減少し、タナゴが補食している藻類が増加してきている。タナゴの市場価値は低い、食物連鎖の中で役割を持っている。普通種を守ることが、生態系システム全体を守ることにつながる。
- ・人間の都合を優先して川に手を加えてきた結果、現在の川ができてしまった。「川が川をつくる」とは、自然本来の姿を見極めながらやっていこうということだと理解している。
- ・多自然型川づくりの反省が必要。
- ・人と川の関わりのタイムスケールを考えた場合、これまでに人間は川に手を加えてきており、これからも川に手を加えなければ住んでいけない。「川が川をつくる」、といっても条件付きの議論であることも忘れてはならない。完全に自由になることなど非現実的であり、再生能力を維持する、許容される範囲で変動する、ということではないか。

言葉の定義について：提言が目標としている「1960年代前半」とは？

- ・提言では、今後の河川整備にあたっては、1960年代前半を目標として強く意識することが重要だと提言しているが、これだけでは不十分。「人間や生物が許容できる範囲内で、ダイナミックに変化する川」というのがひとつの基準になる。実験を行って目標となる基準値を見つけしていく必要がある。  
単一の目標や指標を設定するのは大変難しい。モニタリングとフィードバックを実施して順応的に対応していけば、単一の目標や指標を示さなくても決めなくてもやっていけるのではないかと思っている。(河川管理者)
- ・ダムを放流によって、流況変動を引き起こして、川のダイナミクスを取り戻せないか。いずれにせよ、モニタリングの技術開発と効果の検証(生物群集の多様性が向上しているか/生息域(habitat)の多様性が向上しているか/物理環境の多様性が向上しているか)が必要。モニタリングには、一企業であるコンサルタント会社だけでなく、生物のことをよく知っている団体や流域の住民が参加して実施していく必要がある。
- ・1960年代の淀川左岸には約150個(?)のワンドがあった。せめて30~50個くらいは復元してほしいと思う。その際には、緩傾斜面のある水辺移行帯が必要。
- ・1960年代の川には確かにあった「生活のにおい」が、今は消えてしまった。無機質な川になってしまっている。

住民参加の反映について

- ・具体的な整備内容シート 環境-12 野洲川の河川形状の改善整備に関して。フローチャートを見ると、河川管理者が一方向的に整備を進めていくように見える。住民参加など提言の理念が反映されていないのではないかと。もう少し、詳しく書くべき。  
まだ検討すら行っていない段階である。「検討」から「実施」に移す段階で、委員会や住民に意見を聴いて実施していく。(河川管理者)
- ・本流域委員会は規模が大きすぎる。地先の具体的な整備内容に関しては、河川ごとに委員会を作り、そこに任せてはどうか。

モニタリングの計画、予算措置

- ・具体的な整備内容シート 環境-6 瀬田川の水辺再生整備に関して。スケジュールによれば、委員会に意見を聴く期間が半年程度となっている。これでは、モニタリングが実施できない。記載されている事業費にはモニタリングのコストは含まれているのか  
モニタリングのコストは含まれていない別途必要になる。(河川管理者)



#### b. 水質班

資料2-1『『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)』検討の論点について』の水質班の論点部分をもとに、河川管理者と意見交換が行われた。

環境の時代にふさわしい、河川管理のあり方について

<管理のあり方について>

- ・これからは施設整備よりも管理の時代であり、既存の施設をいかに有効に機能させるか、である。今後、河川局の仕事の一部として管理面がどの程度のウェイトを持つのか、また河川整備計画の中に入り得るのか。  
そのような認識は持っており、管理のウェイトは高くなる傾向にある。(河川管理者)
  - ・都市用水や環境用水のように量を流すことで質が良くなることもある。そういった観点に立てば、河川管理者が管理できる部分はかなりあるのではないかと。  
環境基準も時代とともに調査項目や類型が増えてきている。環境基準をよりよいものにしていくこととどう違うのか。(河川管理者)
  - ・環境基準は河川法上の問題ではなく他の省庁が管理する基準値である。河川サイドとして目的に応じた水質基準を設定することは可能ではないかと思っている。今後25年間も月に一度の測定で年平均値を出して環境基準値をチェックする水質管理を続けるのか。
- <ポジティブな水質のマネジメントを>
- ・現在の行政の環境基準をもとにした調査データを見て、市民の実感として「本当かな」と思うことがある。計測の頻度、地点、調査項目など方法に問題があるのでは。新規の汚染物質に対してこれまでの水質管理は全て後追いだったが、これからはポジティブな視点でモニタ

リング、規制、指導等の水質マネジメントを実現してほしい。

「ポジティブな水質管理」の具体的なところがわからない。おおもとの物理的環境（河川形状等）に対してポジティブに取り組むことで生態的環境が改善し、それによって水質も変化していくという働きかけはあると思うが、水質の監視をポジティブに、という意味がわからない。（河川管理者）

得られたデータをどこでどのように評価して使うかにかかわってくる。例えば、水質事故等を監視し、警報や予報などの情報を発信する等が考えられる。委員側では監視（モニタリング）をもっと広く捉えている。

#### <住民のオーナーシップ意識の醸成>

・河川へのアクセスを良くして、住民が川に親しむ機会が増えれば河川への関心が高まり、地域や住民自らが主役となって水質を含めた河川環境を守っていこうというオーナーシップの醸成が期待できる。そのような方向づけや仕組みづくりあるいは後押しするような取り組みを新しい制度の中で考えてもらいたい。水質だけを切り取って議論しても展望は開けない。また、流域委員会でも実現に向けた方向付けや課題等を示す必要がある。河川管理者だけでは難しい問題である。

水辺にふれあうためのアクセスの整備等は、河川管理者としてすぐに実施できる内容である。人々が集まり、川への関心が高まることで、水質への改善につながる可能性はあると思う。（河川管理者）

#### <総合的な視点にたった水質管理>

・今までの水質管理は縦割りではあっても必要に応じて最低限必要な部分は連携しあい、統合的水質管理がある程度機能してきた。しかし、環境ホルモン等の問題や、住民の水質に対する意識の高まりや連携は従来の管理のレベルを超えてきている。制度的、仕組み的により積極的な水質管理を位置づけることが今後の課題である。

・琵琶湖では、河川、農業、都市化等の問題が複合的に湖の水質に影響を与えている。これら複合的に起こる水質問題に、管轄を超え総合的に対応していくための新しい情報システムの構築、事業のあり方等に踏み込んでいく必要がある。

物質循環の前段階として水循環系が十分わかっていない。水循環系については省庁間での協力の動きも出てきているので、そこを把握することが物質循環の把握につながると考えている。（河川管理者）

・身近に流れる川の水質管理はどこもやっていないのが現状。川のそばに暮らす住民が異変に最も敏感である。物理化学分析、生物調査とあわせて住民の協力、参加を求めながら、官民連携して総合的に管理することが望まれる。

・水質と生態系でのデータの把握をどこで区切るかという問題がある。整理、区分しながら、相互に連携していく必要がある。

・下水道の高度処理が川をきれいにするための大きな課題であり、合流式下水道の分流化、高度化等も視野に入れておくべきである。

下水道の高度処理は堤内地の問題ともからんでくる。道路からの汚濁排水など、環境の時代に汚濁浄化のコストを誰が負担するのかといったことが問題となるのではないか。河川管理者は河川外の水質汚濁に対しても他の主体に文句が言えるよう、データと知見を持っておくことが必要である。

環境基準ではない、河川で保持すべき水質目標の設定について

- ・河川管理者として淀川水系を総合的に管理するための水質基準をつくった方がよい。数値以外のものも考えることが必要だ。
- ・行政的に達成せねばならない環境基準ではなく、住民の目視による情報を含めたわかりやすい指標を河川サイドの水質目標として提示できないか。

個人的な意見だが一定の水質悪化の範囲であれば自然浄化機能で回復できるのではないか。回復できる範囲を超えた場合には何らかの支援が必要となり、それが目標といえる。また自然の浄化機能が働くよう、自然再生の手助けをすることも目標だと考えている。前回調査との比較による改善状況のチェックは最低限行っている。（河川管理者）

- ・せめてガイドライン的なものからでも始められないか。事例はある。

河川管理者「独自」の水質基準という点に疑問がある。我々が提案した指標が良ければ皆の水質目標となり、ひいては環境基準となるのではないか。「独自」のものを持たなくてよいのではと考える。また、今は独自で基準を設定できる知見がない面もある。（河川管理者）環境基準以外のことは認めない、という意味であり、基本的にこれまでの月1回の計測で良いということか。

数値自体が月1回の環境基準データであって、河川での観測頻度を落とすということではない。（河川管理者）

「独自」とは河川管理者が管轄外のことに対しても、リーダーシップを発揮してほしいということである。水質基準の設定や提案を外に向かって発信していく姿勢が必要である。

河川だけでやるには限界がある。しかし、説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありたい」という目標を提示できる可能性があるのではないか。データを持ち寄り報告するだけではない、協議会の内容、性格が重要である。

基本的にデータの共有化からと考えている。協議会の中にとどまらず、情報を公開し、住民もふくめた多様な意味での専門家との情報共有を重視している。（河川管理者）

モニタリングの実施と展開について

#### <目指すべき方向と可能性>

- ・洪水、濁水時については、流域での統合的の水量管理が行われているが、水質に関しては計測されてはいるがデータが統合化されていない。今ある河川情報を日々、短い単位で収集、管理するシステムが不可欠である。琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）でそのような管理が可能かどうか懸念している。

- ・河川環境の項目では、モニタリングを重視しているが、そこから踏み込んだつながりについては分かっていないところがある。ご教示願いたい。（河川管理者）

流域に整備されている光ファイバー網等を利用するなど、現在ある機能を活用し、データを集積管理するだけで時間方向の変化が見えてくる。月に1回調査する環境基準的なモニタリングから発想を変え、日々管理、監視することが大切である。同時に常時精度の高いデータを計測できる観測機器の設置を目指すことも必要である。

自動監視によるデータを1時間毎にHP等で公開するなどの取り組みはやり始めている。しかし、データの精度、項目の追加など技術的な部分で解決していくべき問題があり、当面公開できるデータは物理化学的なデータにとどまらざるを得ない。（河川管理者）

計測機器の精度は日進月歩で進歩しており、また安価になってきている。それらの計測機

器を多量に設置することで点から面的な情報収集が可能となりつつある。それらの面的情報を発信することで各コミュニティが独自の情報を相対的、立体的にとらえることができ、行政的な政策と離れたところで社会と河川環境との関連性を広く長期的に捉えられる仕組みとなる可能性がある。また、多数の計測機器間の整合をとっていく必要が生まれ、その仕組みの中で技術的な問題解決も可能になるのではないかと。

- ・今後、水質のモニタリングや予測という観点に立てば、因果関係の追求のためにデータが求められるようになる。住民参加の観点からも、公定法で計測したデータでなくとも一定以上の精度があれば情報提供していく方向が出てきてもいいのではないかと。

#### <水質を幅広く捉えるべき>

- ・水質を物理的、化学的に測れるものだけと捉えず、例えば、プランクトンのような水生生物については量だけでなく種のモニタリングも今後重要になってくる。水質というものを底質も含め、大きく捉え、常に対応できる基本的な姿勢が必要である。但し、種を網羅して記載するだけの発想では水質を総合的に捉えることはできない。

水生生物調査等を増やしてきてはいるが、物理化学的な調査と比べ生物化学的な調査頻度は少ない。調査の歴史も浅いため種の変化について判断し得るだけのデータが蓄積されていないのが実情である。(河川管理者)

#### <人材育成の必要性>

- ・モニタリングで欠けているのはソフトな部分、データを総合的に把握出来る人材である。河川管理者の中にそのような人材を育成すべきである。同時に分かりやすい形での情報公開を進め、外部の人材も巻き込むシステムづくりが望まれる。ハードの整備だけでは限界がある。そのような広い分野にわたる人材育成を国土交通省内で行うのは時間的にも難しい。その代わりとして、情報が外部の目にふれることが重要と考える。光ファイバー網の構築など面的な管理が可能となりつつある段階であり、河川管理者と外部との双方向での情報の共有化が重要になってくると思う。琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)(以下、水質管理協議会)もそのための1つのツールと考えている。(河川管理者)
- 物理、化学、生態すべてを見ることのできる人材の育成は難しいのでみんなで見ていく方向、情報の公開、共有が重要と考えている。(河川管理者)
- 感性として自然を総合的に見ることのできる人の育成は可能だと思う。デスクワークだけでなく、フィールドワークによって自然を理解し、管理できる人が必要である。
- 昔は現場主義だった。現場を見て歩くことの大切さは認識している。(河川管理者)

#### 琵琶湖・淀川水質管理協議会(仮称)について

- ・説明資料に挙げられている協議会に住民とデータを共有化し、評価や解析、マネジメント能力まで持たせることができれば、地元住民が「こうありたい」という目標を提示できる可能性があるのではないかと。データを持ち寄り報告するだけではない、協議会の内容、性格が重要である。(再掲)
- ・洪水、濁水時については、流域での統合的水量管理が行われているが、水質に関しては計測されてはいるがデータが統合化されていない。今ある河川情報を日々、短い単位で収集、管理するシステムが不可欠である。水質管理協議会でそのような管理が可能かどうか懸念している。(再掲)
- ・広い分野にわたる人材育成を国土交通省内で行うのは時間的にも難しい。その代わりとして、情報が外部の目にふれることが重要と考える。光ファイバー網の構築など面的な管理が可能

となりつつある段階であり、河川管理者と外部との双方向での情報の共有化が重要になってくると思う。水質管理協議会もそのための1つのツールと考えている。(河川管理者)(再掲)

- ・既存の活動機関との関係について役割分担等が発生するのではないかと。中身の具体化がないと判断しにくい。
- ・身近な河川は自治体が管理している。国はそれを繋ぎ、主導する立場となるべき。

#### 水供給と水質

- ・河川管理者は上水道の水源の供給者としての責任を念頭において水質問題に取り組むべきである。
- ・河川法では水利権の付与に当たって水質に関する基準は設定されていないのか。上、下流では取水した水の質が異なる。下流では、浄水処理の項目にある物質は減少しているが、項目外の物質で増加しているものもあり、分かっていない物質が問題である。下流から「上流と同じ質の水が欲しい」と言われたらどうするのか。  
濁水時にクレームがあった事例はあるが、これまでに平常では余り聞いたことがない。(河川管理者)  
今後、そのような事態が起こる可能性はある。
- ・循環利用の今、上・下流同じ負担が必要となる高度処理の時代となっていく。他の主体に河川サイドから「こうして欲しい」と言うためにも河川独自の水質基準は必要である。みんなが欲しい情報を提供し、市民をまきこんでいけばバックアップとなる援助がたくさん出てくるはずである。

#### 従来実施してきた浄化対策の効果に対する具体的評価、B/Cの実施について

水質に関わる事業の評価について、実施はしてきたが模索の段階であり、個人的には、水質に関するB/Cの算出方法は定まっていないと認識している。(河川管理者)

#### 悪水排除の事業所への立ち入り検査の実績について

流出元が河川区域以外の場合は調査に限界がある。河川管理者が事業所に立ち入り調査をすることはしていない。各府県の担当部局に原因調査の協力依頼をするが、十分な調査結果が公表されていないのが実情である。(河川管理者)

#### その他

- ・説明資料(第1稿)の4章河川整備の方針には地域住民と連携した流入総負荷量管理のための組織の設立、水質モニタリングの支援体制の確立等書かれているが、5章の具体的な整備内容には明確には書かれていないところがある。方針として記載されている内容について今後どのように取り組まれるのか。河川管理者の発言に内容との落差を感じている。  
5章では整備計画上の構成という意味で記載している。方向性は定まっているが、実現のための具体的なツールを河川管理者として十分持っていないのが現状であり、設立の検討からやっていくという記述にとどまらざるを得ない。(河川管理者)
- ・土砂の移動は物理、化学、生物的には水質の中に大きなウエートを持たない。むしろ河川形状の維持の仕方等にかかわってくると思われる。

### c. 利用班

リーダーより、資料2-1『淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）』検討の論点について」の利用班の論点の部分について説明、河川管理者から資料2-4「舟運」について説明が行われ、意見交換が行われた。

高水敷利用（「本来堤内地にあるべきグラウンド等については長期的には堤内地へ移行する」提言の理念を実現するに当たって）

<自治体や住民との連携>

- ・グラウンド等の高水敷利用を積極的に推進している自治体に対し、「本来堤内地にあるべきグラウンドなどは堤内に戻す」と提言の内容を一方向的に押し付けるだけで良いのか。十分な話し合いと合意形成が必要である。
- ・流域委員会は、20、30年先のことを考え、自治体は、直近のことを考えている。もう少し将来のことを見据えて考えるように、社会全体に投げかけていくべきではないか。
- ・高水敷利用の存続を希望する利用者は社会全体のごく一部に過ぎない。社会全体の大半を占めるサイレントマジョリティとの合意形成も必要である。利用者とそれ以外の人たちの合意形成を経て初めて本当に理想的な高水敷利用が実現できるのではないか。
- ・第1稿に対する住民、自治体、委員会の意見を踏まえて改定すべきである。

第1稿に関しては住民説明会を行っている。第1稿に対する意見が住民、自治体から寄せられており、流域委員会からも意見がいただけるものと考えている。我々はそれを踏まえて第1稿を改定していく。（河川管理者）

<河川利用のあり方>

- ・河川利用に当たっての理念は「河川生態系と共存する利用」である。環境と共生できるグラウンド整備のあり方を検討して利用促進すればよいのではないか。
- ・グラウンドは本来堤内地にあるべきもので、今は堤外地に追いやられている。本来のあるべき堤内地に確保できるようプッシュしてやるべきである。高水敷にグラウンド的な整備をすると、外来種が増え河川環境が変わってしまう。
- ・河川環境再生のために高水敷を切り下げると現在の利用形態はおのずと変わるはずである。治水問題なく高水敷の切り下げが可能な場所の案、切り下げの考え方を河川管理者は提示すべきである。
- ・利用面からの観点だけでは不十分である。本来の河川のあり方を踏まえた上で、高水敷利用のあり方を検討すべきである。
- ・議論を聞いていると、「河川を利用することが悪いことだ」と受け取った。しかし、そうではなく、利用の仕方が悪かったのであって、「利用」自体が悪いというわけではないはずである。（河川管理者）
- ・環境の保全と利用を両立させることが重要である。

<河川利用委員会について>

- ・利用委員会の実態が不明確である。委員会のあり方、人選・構成等をどうすべきか意見を出して欲しい。（リーダー）
- ・利用委員会は新設・更新については検討を行うようだが、既存施設の見直しはしないのか。現在の施設は縮小するのが基本的なスタンスだが、今すぐというのは不可能である。また、新設とは、新たに作るものを、更新は、既に存在するものを指す。既に存在するものを更新する際には、利用委員会にかけ、ということをごくここで述べている。（河川管理者）
- ・既にあるグラウンドを存続するかどうか、は利用委員会が判断するのか。

いいえ。利用委員会から意見を聞いた上で、河川管理者が判断する。（河川管理者）

- ・利用委員会に河川管理者が委員として入るのか。

河川管理者が意見を聴くための委員会であるので、河川管理者は入らない。（河川管理者）

- ・今後、提言の内容を実現する上で利用委員会が重要な役割を果たす。利用委員会という言葉だけが一人歩きしないように、利用委員会の趣旨、実体を河川管理者は早く明確にし、充実させることが重要である。

まだ具体的にイメージは確定していない。次の稿には書きたいと考えている。是非、流域委員会から提案してほしい。（河川管理者）

舟運

- ・河川管理者の説明では整備中の船着場が閘門を挟んで上下流に分断されている。事業費等を考慮すると簡単に閘門を整備できないことは理解できるが、もし災害対策として整備するのであれば、本来は大阪湾と結ばれなくては意味が無いのではないか。また、閘門が整備されると現在は新淀川に流れていない河川水が閘門を通じて大阪湾にも流出し、周囲の環境にも影響が出るだろう。

現状で大阪と京都を河道でつなぐ強いニーズがあるわけではない。舟運計画に関してもう少し検討したい。（河川管理者）

- ・航路のイメージがあまりに直線的すぎる。環境に配慮して瀬や淵を整備するといっている一方で、旧来どおりの文字通りの舟運用の水路を想定している点には疑問を感じる。もう少し河道内で蛇行させるなど変化をつけて、環境に配慮して欲しい。

環境面への配慮は検討したい。横断形状の修復や河川環境の修復といった意味において、ワンドを修復するなどして、結果的に河川中央部の水深が深くなり、航路として利用出来れば良いのではないかという思いがある（河川管理者）

漁業

- ・生態系が良好に保たれていないと漁業維持は出来ない。本当は漁業推進を環境維持活動に結び付けたいくらい。
- ・不要になった農業用水用の堰を取り壊すことは検討されないのか。  
農業用水は環境用水としての性質もあり、農地がなくなったからといって即必要なくなるとは限らない。（河川管理者）
- ・堰の管理は農水省と国交省に権限がまたがっており、責任者が不明瞭で対応が難しい。他省庁との連携を検討して欲しい。
- ・第1稿に漁業についての項目がない。  
具体的な方策がなかったので書いていない。河川環境を修復すれば、自然と漁業もよくなるだろうと考えていた。これから項目をおこす方向で検討中である。（河川管理者）

水域利用

- ・泳げる川・遊べる川ということに関して何か考えておられることはあるか?（リーダー）

河川形状の面からは、高水敷から低水路に対する分断を連続性に修復し、人間が水辺に近づきやすい川にしていく。水質の面からは、泳げるような水質に改善したいと考えている。（河川管理者）

- ・水面利用協議会の現状について説明をお願いしたい。（リーダー）

水面利用協議会は、基本的に水上オートバイに対する地元の苦情および河川管理者の問題意識により、地元自治体、警察、国土交通省等が参加する連絡協議会を立ち上げて3年目になる。水上オートバイの利用に関して地域制限を設定したり、水質等のモニタリングを続けたりしており、今後も続行したいと考えている。(河川管理者)

- ・カヌーや手漕ぎボートは問題ないが、水上バイク等燃料に油を使うものは漁業の維持にはよくない。

#### 水陸移行帯利用

- ・水陸移行帯は非常に貴重な空間であるとして、利用、保全、再生を行うべきであると提言しているが、水陸移行帯の整備計画、ゾーニング等に関して河川管理者の意見を伺いたい。(リーダー)

河川形状の横断的な連続性修復することは水陸移行帯の整備につながり、その点では提言と一致していると考えている。水陸移行帯に関して線引きすることは分断の発想であり、それは提言の趣旨に一致しないと考えている。(河川管理者)

- ・水陸移行帯を作ると現在のグラウンド利用ができなくなる。合意形成が必要である。現在の実施計画では、グラウンドとして利用されている場所に水陸移行帯を整備する予定はなく、基本的に河川管理者が土砂置き場に行っている場所や、荒地になっている場所を中心に整備する予定である。現在グラウンドとして利用されている場所については、利用者とのコンセンサスが取れた場所から高水敷の切り下げを行いたい。(河川管理者)

- ・整備内容シート(第1稿)のイメージ図を見ると水陸移行帯という名の公園整備をしようとしているように見える。水陸移行帯は植生をゾーニングしたり園路を作ったりと固定的な規定があるものではない。

整備内容シート(第1稿)のイメージ図は植物を人工的に植えるのではなく、高水敷を切り下げることによって環境が変化し、結果的にこういった植生になるのではないかという図である。また、単に自然のままに放置しておくだけでなく、場所によっては園路を整備し、人間が近づけるようにする整備もありうると考えている。(河川管理者)



以上

#### 堤外民地・不法占拠など

- ・高水敷が冠水しないから堤外民地・不法占拠の問題がある。自然のままの川ならば本来起こりえない問題ではないか。

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

## 第4回 環境・利用部会の内容

委員会および他部会の状況報告が行われたあと、淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関して、各検討班のこれまでの議論内容に関して意見交換が行われました。



### 第4回 環境・利用部会 結果概要(暫定版)

庶務作成

開催日時：2003年4月17日(木) 13:30~16:35

場 所：京都リサーチパーク 地下1階 バズホール

参加者数：委員22名、他部会委員1名、河川管理者16名、一般傍聴者102名

#### 1 決定事項

特になし

#### 2 審議の概要

委員会、他部会の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況報告(提言とりまとめ以降)」を用いて、4/10以降の各部会の状況について説明が行われた。

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿以下、説明資料(第1稿))に関する意見交換  
各検討班リーダーから資料2「環境・利用部会の検討班の現状とりまとめ」を用いて、各検討班におけるこれまでの議論内容や今後の課題について報告が行われた。その後、主に各検討班間で相互に関連する問題や個々の具体策について、意見交換が行われた。主な意見は「3 主な意見交換」を参照。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者からの発言はなかった。

#### 3 主な意見交換

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に関する意見交換

各検討班リーダーから資料2「環境・利用部会の検討班の現状とりまとめ」を用いて、各検討班におけるこれまでの議論内容や今後の課題について報告が行われた。その後、主に各検討班間で相互に関連する問題や個々の具体策について、意見交換が行われた。

自然環境について

<自然環境を回復する際の基準について>

- ・河川管理者の法的な権力によってさまざまな基準を守らせていくのには限界がある。法律の基準にはない「飲める水」や「魚が棲める水」といった生物指標を達成していくためには、住民活力の利

用や企業との契約等の手法による工夫が必要だ。また、河川管理者だけでは達成できない目標は、各官庁や企業で共同体（コンソーシアム）をつくり、流域全体を統合的にマネジメントしていく必要がある。

- ・自然環境を回復をしていく基準として、過去の環境資源目録（どこに、どのような生物が、どの程度いたか等の記録）を作成した上で、自然環境をどのようなタイムスケジュールでどの程度まで回復していくのかを考えていけばよい。その際には、自然環境の回復のスケジュールに合わせて5年ごとに期間を区切って、河川敷公園やゴルフ場などの河川利用面も含めて計画を立てる必要がある。
  - ・水道分野では、従来は目標値であった水の色や臭いといった感覚的な項目が水質基準値化されつつある。また、伏流水や地下水を水道水として利用する際にもより厳しい管理が必要となる法律化が進められている。河川や湖沼の水質が保たれなければ、利用者にとって大きなリスクになりかねない。やはり、公共水域においてこれまでの環境基準とは違った水質基準目標が必要になってくるのではないか。
  - ・「自然が自然をつくる、川が川をつくる理念」を具体化していくためには、評価するための指標を作っておくべき。そのためにはまず、自然環境について、現在、分かっていること、分かっていないことを整理しておかなければならない。
  - ・基準の1つの考え方として、社会的な価値観、考え方をどの程度踏まえるのかが重要になる。生物多様性条約をはじめ、日本にもいろいろな基準の枠組みがある。そういった枠の中に河川整備計画がおさまっているかどうかを検証するのも1つの見方ではないか。
  - ・河川環境は、陸の草や木が河川に一方的に入り込まない状態、或いは川床材料が一方的に細かくならないような状態といったように、現象が一方向に進まないような状態が好ましい。この観点から見て、1960年代の河川環境が本当によかったのかどうか、検討してみる必要もある。
- <自然環境の回復のプロセスについて>
- ・自然環境の回復や修復を行っていく上で、「豊かな生態系を持った川」があれば良い手本になるだろう。そのためには、人間が手を加えない地域（立ち入り禁止区域）を設定することが必要だ。
  - ・保全地域を示した琵琶湖淀川水系全体のゾーニングマップの作成が必要だ。そういったゾーニングができれば、地域ごとにどのような利用計画を立てるかを判断する際の一種の基準になっていくだろう。また、各保全区域での今後30年間の自然の再生計画も必要となる。
  - ・提言には、「小洪水でも高水敷が冠水するような河道の横断形状にすることが重要である」と記述されているが、冠水による「攪乱」が重要であり、生態系に影響を与える。「冠水による攪乱を受けやすい河道の横断形状」と修正すべき。

#### 水質について

##### <水質管理のあり方>

- ・水質は水だけではなく、底質の砂とセットで考えなければならない。表層に流れている水がきれいでも、生態系にとっては底質による影響も大きい。
- ・水質のモニタリングは、機械に頼るだけではなく、人間の目や舌といった感覚・直観を取り入れることも重要だ。
- ・人間の判断力は、ある意味ではすごく正しいが、その反面、油臭い魚を食べ続けると、それが当たり前のようになってしまうということを一方で考えなければならない。
- ・現在の水質の調査項目は非常に限定的。発ガン性物質である多環芳香族はほとんど調査されておらず、水上バイクや漁船等は排ガスの規制もない。より多岐にわたって水質を調査していくべきだ。

##### <琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）について>

- ・説明資料（第1稿）には、「琵琶湖・淀川水質管理協議会（仮称）を立ち上げて流域内の監視体制や

負荷量管理の実施方策、住民参加を促すための方策等の課題に取り組んでいく」とあり、水質に関する対応をすべてこの組織に投げている印象がある。河川管理者には水質問題に本気で取り組む姿勢が見られない。この協議会をどのようにして具体化していくのか。また、水質汚濁防止連絡協議会や琵琶湖・淀川水質保全機構等の既存の組織との関係を整理する必要もあるだろう。これらの組織の実態も含めて、今後、説明頂きたい。

現時点では、関係省庁と話を詰めて、水質管理協議会の枠をきちんと決め、スタートするという状況にはない。今後、水質管理協議会について河川管理者がどのように考えているのか、また、従来の組織がどのようなことをしているのか等を説明していく中で、ご指摘いただければ思っている。（河川管理者）

現段階では、具体的なところまで決定できていない。説明資料(第2稿)では、できるだけ協議会の内容がわかるような資料を出したい。（河川管理者）

- ・河川には様々な化学物質が流れ込んできており、人間だけではなく、様々な生物への影響が出ている。これまでは人間の生命や健康への影響だけを考慮してきたが、今後は河川に生きている生き物の健康も考えた流域全体での水質マネジメントが必要だ。

##### <水質における住民参加について>

- ・住民が河川のことに関心を持ってもらうための環境教育が重要だ。水を汚さないためにそれぞれが家庭でできることに取り組んでもらい、地域の川への関心を持ってもらうことが、やがて住民自らが監視・モニタリングに関与していくことに繋がる。

#### 利用について

##### <利用のあり方、目標>

- ・関係省庁との協定や住民参加によって、少なくとも堤防から50～100mの範囲での堤内地（河川の外）の利用規制を検討するべきではないか。
- ・泳げる川、遊べる川を実現するためには、親水公園等のハード面の整備だけではなく、しっかりと安全教育も考えなければならない。
- ・瀬田川の水面利用については、国が率先してしっかりと利用規制をしていくべきだ。説明資料（第1稿）の23ページでは、瀬田川の水面利用については滋賀県の条例との連携を図って規制を検討するとあるが、滋賀県のレジャー利用規制の条例は評価できる内容ではない。むしろ、国が率先して整備計画の中で水上バイク等の利用規制をしっかりと位置づけていくべき。

##### <河川利用の目標・基準>

- ・利用のところで、今後どうあるべきかといった理念的なものを、共通認識として、河川利用委員会等で作っていくべきであろう。
- ・河川敷のグラウンド縮小に向けて、1960年代のグラウンド数を数値目標にしてはどうか。

#### 全体に関する意見

##### <具体化に向けてのプロセス>

- ・次回の部会では、整備計画後にモニタリングなどを行う委員会は住民や地域が主役となる継続的な委員会でなければならない。この委員会を実現化していくプロセスについて説明頂きたい。
- ・多様な考え方、知識、技術を生かした住民参加を推進する手段として、住民が環境や生き物に対する意識を高めることができるような、河川条例が必要だ。

##### <施策・事業の評価>

- ・資料2の1ページに「説明資料(第1稿)には便益/事業費の評価の観点が見落している」との意見があるが、これについて確認したい。この意見は環境の修復や保全の効果を金額的に算出せよというこ

となのか。もしそうであればいろいろな手法を使い、仮定をすれば算出はできると思うが、それでよいのか。また、仮に算出して、便益÷事業費が1を割っていたからといって、そのような事業を中止してよいのか。その辺りを議論頂きたい。(河川管理者)

効果を出せというのではなく、どれくらい環境が改善されたのかという評価をすべきだと考えている。環境回復の評価を金銭に換算せよということは個人的には考えていない。例えば、コストと横軸に、回復された環境の評価を縦軸にとった場合、直線の右肩上がりではなく、おそらく頭打ちのカーブかロジスティック曲線のグラフになるだろう。そのグラフにおいてかけたコストに対して最適な効果が得られるようなコストをかければよいのではないかと。

環境の評価を定量的に示すのは非常に難しく、アメリカ等では、まず代替案を示し、それぞれに案に対して × といった定性的な評価が行われている。広島市の都市交通のような場合、定量的評価を行っており、原単位の重み付けをどう考えるかによって結果が違ってくるといって大きな問題があるが、数値的に表現できないことはない。

自然環境を考えたときには、便益/事業費の評価を度外視してもやらなくてはならないこともある。

#### <丹生ダムの検討項目>

・説明資料(第1稿)の4.6.3「各ダムの整備方針」の丹生ダムの項目の中にある「琵琶湖の急速な水位低下を軽減するための容量確保を検討する」の意味が分からない。琵琶湖の水位低下については洗堰操作規則の見直しを提言しており、ダムに頼れとは提言していない。また、万が一頼るにしても、ダム湖の水質の悪化の影響が考慮されていない。再考が必要。

#### <水陸移行帯の定義について>

・提言では「水陸移行帯」という言葉が使われているが、説明資料(第1稿)では「水辺移行帯」で統一されている。どのような意図があるのか、河川管理者にお聞きしたい。

提言にある「水陸移行帯」と同じ意味で記述しており、分けて認識しているわけではない。用語の選択については、ご意見を伺いながら検討していきたい。(河川管理者)

僅かな増水で川幅が広がっていく、なだらかな浅い部分が水陸移行帯だと考えている。どちらの言葉を使うにせよ、図などを用いてきっちりと定義しておくべき。

・資料2の5ページに「今のところ水陸移行帯という区分を新しく設定する予定はない」と河川管理者が答えたように記述されているが、誤解があるといけなないので補足説明をしたい。提言には「新たに水陸移行帯という区分を設け、利用を厳しく制限し、保全と再生を行う」と記述されている。これに対して河川管理者としては、河川の連続性を修復するという考え方から見て、川の中に線引きをして区分することには疑問があったので、説明資料(第1稿)には水陸移行帯という区分の設定については記述しなかった。もちろん、水陸移行帯を大切にしなければならないという考え方については同意しており、提言と一致していると考えている。(河川管理者)

水陸移行帯、いわゆるエコトーンは生物の多様性が集中する場所であり、ある時は水域になり、ある時は陸域になるなど、入れ替わりがある区域なので、ゾーンとして設計するのは難しい。河川管理者の理解と大きくはちがっていない。

以上

## 第3回環境・利用部会の資料より抜粋

### 論点に関する説明資料より

第3回環境・利用部会では、資料2-1「『淀川水系河川整備計画策定にむけての説明資料(第1稿)』検討の論点について」を用いて、各検討班ごとに、議論が行われました。以下、資料より抜粋して掲載いたします。

### 自然環境班の論点

#### 1) 前回の議論を受けて、理念転換の具体的展開に向けての検討

川が川をつくる理念の説明資料の反映の方法

- ・自然回復の考え方(タイムスケジュール等)
- ・野生生物保全のために、「何もしない区域」「立ち入り禁止区域」の設定
- ・生態系の構成要素と機能の保全と回復を行う場所の考え方・対策の内容・具体的な例示
- ・対策の実施の留意点

様々な主体の参画のあり方の検討(自然環境の保全から見た河川レンジャーの役割の具体化、保全・回復における住民参加のあり方)

事前の事業評価と改善のためのフィードバックを行う、という理念の反映方法

#### 2) 委員意見等を踏まえた具体的な施策についての議論

河川環境全体(4.2)

- ・「自然環境が良好な生態系を極力保存(手を加えない)すると共に、それを参考にして生態系の回復を図る」施策の追加

・川からの視点、健全な水循環を施策にどのように反映するか

河川形状(4.2.1、5.2.1)

- ・「川が川をつくる、という理念を実現する技術開発」の追加
- ・「水辺移行帯の適正な保全」の追加

・変動を許容する十分な河川空間を確保できる施策の追加

・遡上阻害物に対する対応として、構造改善に加えて魚類のくみ上げなどソフト対策も含めて検討すべき水位(4.2.2、5.2.2)

・琵琶湖についても堰と同様に試験運用とモニタリング及び評価を実施することを明記

水量(4.2.3、5.2.3)

水質(4.2.4、5.2.4)

水質班にて検討

土砂(4.2.5、5.2.5)

生態系(4.2.6、5.2.6)

- ・何もしない区域、立ち入り禁止区域の設定
- ・順応的管理の視点を加える
- ・外来種対策として、「外来種が侵入、繁殖しにくい環境の検討」を追加
- ・生態系の機能(水質浄化機能など)を多面的に評価、検討する施策を追加
- ・生物の生息に必要な空間的規模の検討に基づいて生息生育環境の整備を実施する

景観(4.2.7、5.2.7)

説明及び発言内容については、現在確認中であるため、随時変更する可能性があります。

尚、議事内容の詳細については「議事録」をご確認下さい。

最新の結果概要及び議事録は、ホームページに掲載しております。

生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工（4.2.8、5.2.8）

- ・工事は下流から上流へ進めることを原則とする
- ・ミティゲーション効果を考えた工事の実施

### 3) 説明資料に使われている言葉の概念についての共通認識

- ・委員に対して：説明資料に使われている言葉の中で分かりにくいもの、委員会と認識のずれを感じたものがあったか  
例) ピオトープ、保全、修復、回復、再生 等
- ・河川管理者に対して：委員が挙げた言葉をどのような概念で使ったか

## 水質班の論点

### 水質関連の論点の整理

#### 1. 現状認識と理念転換

- 1) 維持管理の時代における河川環境整備の方向性は自然再生化にある。
- 2) 具体的な自然環境の創造と管理に関する方向性が提示されねばならない。
- 3) 水質管理は琵琶湖から大阪湾まで一体で管理する必要がある。
- 4) 水質監視・管理には底質も含まれ、生息動植物と関連する。

#### 2. 河川管理計画のあり方・整備内容

- 1) 河川管理者として、琵琶湖淀川で保持すべき目標水質の設定。
- 2) 自然浄化機能の増進と具体的対策の評価と効果の把握、それに基づく順序だった整備
- 3) 地域ごとに具体的な対策は異なるが、定量的な河川環境の把握とそれらの効果・意義の明確化
- 4) ダムなど貯水により生じている現象の把握と対策
- 5) リアルタイムな水位管理(水量管理に通じる)の構築
- 6) 水位変動に伴う断面形状変化と生育生物群の変化、洪水による変質の評価、これにともなう水質への影響把握
- 7) リアルタイムな水質管理の実施
- 8) 異常水質の監視と、警告・警報などの発令
- 9) 琵琶湖水質保全機構との役割分担
- 10) 道路からの雨水排水の負荷は本来道路を作った人の責任(PL)で対策が立てられるべきものである。どうしてその浄化が最下流の河川の役割となるのか。<都市計画区域外の話>
- 11) 統合的流域水質管理システムは、適時に警告や警報、あるいは利水者への利水制限などの助言をする機関として設置する。
- 12) 一般市民からの情報を収集し、公表できるシステム作りが要る。

## 利用班の論点

検討に当たって、他の班、他の部会との連携をどうするか  
理念・考え方・将来のビジョンを現実とどうつないでいくのか

### 高水敷利用

- ・提言の理念「長期的にグラウンドなど堤内に戻していく」を実現していくための方策
- ・地方自治体、住民は将来の川をどう考えているのか。提言の理念を納得させるには。
- ・河川利用全体のあり方を決めていく仕組みをどうするか。  
その中で河川利用委員会(仮称)のあり方・委員の人選・構成・・・当面は現状を出発点として、提言の理念への方向付け、スポーツ施設等縮小とつないでいくには
- ・住民参加部会とどう連携するか(検討をお願いする事項、検討の参考にする事項など)

### 舟運

- ・現在進行中の内容に、どこまで関わるか(どこまで部会として意見を言うのか)
- <河川管理者への質問等>
- ・現在検討中の事業内容等について説明頂く(前回部会にて管理者より提案有り)

### 漁業

- ・河川形状 横断方向、縦断方向の連続性、魚道、水質、水温、ダムの改善等については環境に記載されているが、さらに積極的に位置づけるのか
- ・自然環境班との連携をどうするか
- <河川管理者への質問等>
- ・整備計画に漁業を位置づけることが可能か。(河川環境の回復・保全以外の事業内容は有り得るか)
- ・現在の河川管理者と漁業の関わりは

### 水域利用

- ・泳げる川・遊べる川・ポート・カヌーなどの利用  
泳げる水質への改善・・・水質班と連携は  
泳ぎ遊べポート・カヌーが使える川：河川形状、区域・場所の設定、アプローチ
- ・水上バイクなど 利用規制区域の設定・・・淀川オートバイ関係問題連絡会の検討との関係は
- ・釣などの利用 規制・外来魚対策など

### 水陸移行帯利用

- ・水陸移行帯  
貴重な生態系保全のため水陸移行帯という区分を新しく設定する考えは必要ないか  
水陸移行帯については、説明資料では「環境」に「横断方向の河川形状の修復」としてあげられているがこれで十分か、今後の水陸移行帯の保全・管理方策は・・・自然環境班との連携は
- <河川管理者への質問等>

- ・水陸移行帯をゾーンとして設定することは可能か

### 堤外民地・不法占拠など

- ・ホームレス対策・違法行為対策・迷惑行為対策をどうとりあげるか

### 砂利採取

- ・説明資料に未記載 検討中との説明あり 土砂移動については環境に記載されている

### 諸権利

- ・高水敷の占用権の実態、今後の見直し・方向付けは

## 河川管理者説明資料より

利用班の審議において、河川管理者より、資料2-4「舟運」を用いて舟運に関する説明が行われました。以下に、資料より一部を抜粋して掲載いたします。

### 地震等総合的防災対策



### 淀川舟運に関する沿川地域の動き

#### 沿川地域の活動状況

淀川舟運整備推進協議会発足H12.11  
 (枚方市、寝屋川市、大阪市、守口市、摂津市、高槻市、島本町、京都市、宇治市、八幡市9市1町で構成  
 \* 参与大阪府、京都府)

NPO団体の活動も2003年  
 第3回世界水フォーラムに向けて活発化  
 ・シンポジウム・淀川舟運体験  
 ・道頓堀で泳ごうなど

淀川舟運復活への期待

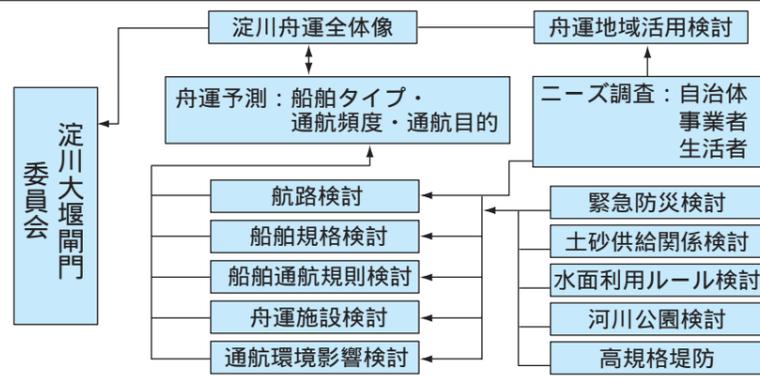


### 淀川舟運研究会

淀川舟運研究会を近畿地方整備局  
 淀川工事事務所内に設置し、所内  
 研究会として発足(H12.9~)

座長：阿部功  
 (大阪薬科大学助教授)

参加者：淀川工事事務所職員を  
 横断的に編成



## 第4回環境・利用部会の資料より抜粋

第4回環境・利用部会では、資料2「環境・利用部会の検討班の現状とりまとめ」を用いて、各検討班リーダーより、これまでの議論や今後の課題について説明が行われました。以下に資料より、抜粋して掲載いたします。

### 自然環境班 (リーダー：川端委員)

#### 議論を深めるための意見募集の経緯

- 1) 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿) (H14.12.11)」に関する委員からの質問徴集を行った(2/10締めきり)
- 2) 「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿) (H14.12.11)」および「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料(第1稿)に係わる具体的な整備内容シート(第1稿) (H15.3.17)」について、自然環境検討班委員から議論すべき論点の徴集を2回行った(3/20,4/7締めきり)。

#### 議論の成果と課題

- 1) 自然が自然を、川が川を作る事の理念が十分反映されていない。
  - (1) 野生生物保全のための「何もしない区域」「立ち入り禁止区域」の設定が必要。
  - (2) 自然環境が良好な生態系を極力保存し、それを参考にして生態系の回復を図ることが必要。
  - (3) 技術開発が必要。森林-河川を一体と捉えた管理方法など。
  - (4) 変動を十分許容する河川空間の確保が必要。
- 2) 住民との協働の観点が十分反映されていない。
  - (1) 少人数の委員会の設置も必要。
  - (2) 河川レンジャーの役割を具体的に検討する必要がある。
  - (3) 多様な考え方、知識、技術を生かした住民参加のあり方を具体的に検討する必要がある。
  - (4) 情報を共有する施策の検討が必要。
- 3) 戦略的環境アセスメント(事業者の主体的実施、外部の意見の反映、複数案の比較評価、スコーピング、評価結果の意思決定への反映)の理念が十分反映されていない。
  - (1) 便益/事業費の評価の観点が欠落している。
  - (2) 試験運用とモニタリングのフィードバックが必要。
  - (3) 一般住民参加の環境アセスメントが必要。
  - (4) 現在工事中の事業の進め方の明確な方針の提示が必要。
  - (5) 順応的管理の視点を加える。
- 4) 生態系の保全の考え方の検討が必要。
  - (1) 生物の生息に必要な空間規模の検討が必要。
  - (2) 普通の生物の保全が必要。
  - (3) 作った構造物が壊れても良いという考え方が必要。
  - (4) 工事による水辺移行帯の公園化は行わない。
  - (5) 構造改善に加え、魚類の汲み上げ等のソフトが必要。
  - (6) 1960年代の河川の姿を明確にする必要がある。
  - (7) 生態系機能の多面的評価する施策を加える必要がある。
  - (8) 外来種が侵入、繁殖しにくい環境の検討が必要。
- 5) 生物の生息に配慮した施行の検討が不十分。
  - (1) 工事は下流から上流に進める事を原則とする。
  - (2) ミティゲーション効果を考慮した工法が必要。
  - (3) 過去の事業の評価が必要。
  - (4) 環境水量は水需要管理により生み出し、新規ダムの建設、拡大は原則として行わない。
- 6) 用語の共通理解が必要。
  - (1) ビオトープ
  - (2) 修復、回復、再生、保全

## 水質班（リーダー：宗宮委員）

### （プロローグ）

水質班として、河川管理者への質問事項7点、水質関連の論点12点を提示し、議論に入った。基本的には各個別項目について個別な返答は無く、以下のような印象を得た。

環境の時代は管理の時代であり、どのように河川として対処するのかをまず問い、環境の時代へ向けて、河川管理者として管理目標水質値を挙げうるのかを質問したが、「河川水質値の管理は公害の時代の環境基準値に準拠する方式しか考えていない。ここにしか管理根拠がないと認識している。管理の根拠が明確でない目標水質値を上げて、規制の設定や基準遵守的な指導は出来ない」。

触れて遊べる水質、あるいは生息する魚が食しうるレベルの水質などとして、具体的には各地域特性に応じ、地元民の意向・同意を得つつ、管理目標としての水質値を設定していく方向もあるのではとの意見が出たが、「必要なら協議会で協議する。」との立場。

4.2.4水質の項にも、「生態系から望ましく、安心して水辺で遊べ、水道水源としてより望ましい河川水質などを新たな目標として・・・」と記載されている内容について、具体的に新概念から対象水質をどう与えるかなどの方向性については、現時点では示すだけで、特定に検討・考慮されているものはない。

河川法上可能な水質の監視、悪水排水事業所への立ち入りなどの質問では、実績としてないとのこと。水質管理は現場、現地から始まる事を考えると、水質を自分で実測し、もっと実感する体制を整えねばならない。

### （討論の成果と方向性）

1. 河川管理者として、河川管理目標を具体的に設定する方向にはない。設定しても、縦割り行政の中で、複合的な関連機関に認知されることが困難と考えたため。
2. 新たな水質基準を設定する権限がないと考える以上、ポジティブな水質マネジメントの実施をといわれても対処する根拠にかける。また、目的別水質マトリックス的なガイドラインの設定に対しても、具体的な方策がわからないとの事。
3. 水質管理は30年前の公害の時代に作り上げられた水質管理規範、方式を踏襲する。自然生態系さえ復活すれば（自然に任せておけば）自浄作用が期待でき、一部分でも浄化に寄与するという考えのように受けとられた。環境の時代では、もはや月1回測定の水質による評価水質管理では、住民が感覚的に詳細な時間的水質変化がほしいという時代感覚に合わない。
4. 環境の時代における身近な水辺の、時々刻々の変化を知りたい住民の持つ問題意識（情報）を聞きだし、行政上の仕事に日々利用するようなシステムを作成してほしい。従来のごとくご意見を聞き置き、文書化するだけの行政体、管理主体では不十分である。
5. 琵琶湖・淀川水質管理連絡協議会の組織、活動範囲などについて、アイデアが示されていない。旧来から存在する淀川水質汚濁防止連絡協議会のイメージが強く、年間の水質情報交換会か、緊急時に上水道関連機関が実働して対応するためのものととられる。河川管理者として、関連情報の収集（物理環境変化、水量変化、生態系の変化など）・集積、常時事業を遂行する場として、財政的に、人的に援助し、また分析・解析・モデル予測・警報などを出すため、教育・解析・公表機関として位置づけているのか、住民がどう係わるのか、取得データの公表はどうするのか等、河川管理者が持っている光ファイバーステム・流水保全水路などどう活用するのかなど目標・内容・機能評価が明確でない。特に琵琶湖淀川水質保全機構との関連を明確に位置づける必要がある。

## 利用班（リーダー：桝屋委員）

### 河川利用の基本的な考え方

- ・河川の利用については、「河川生態系と共生する利用」を基本に「川でなければできない利用」「川に活かされた利用」を重視する。
- ・こういった点から、「適切な河川利用の仕組みづくり」や「地域特性への配慮」を行う。

上記内容に基づいて意見交換を行った。概要は次のとおり。

1. 水域利用
  - ・泳げる川・遊べる川
    - 泳げる川・遊べる川をめざして急傾斜護岸の緩傾斜化などが計画されている。
    - 泳げる水質への改善が課題である…水質班
  - ・ボート・カヌーなどの利用
    - ボート・カヌーの使用のためのボートが計画されている
  - ・水上バイクなどの利用規制
    - 淀川水面利用調整協議会などで検討が行われ利用区域の規制などが行われている
2. 水陸移行帯利用
  - ・水陸移行帯
    - 水陸移行帯のため横断方向の河川形状の修復が計画されている
    - 今のところ水陸移行帯という区分を新しく設定する予定はない
3. 高水敷利用
  - ・提言の理念「長期的にグラウンドなど堤内に戻していく」を念頭において、新たに河川利用委員会（仮称）を設置予定
    - この委員会の詳細について別途情報提供を受ける予定
  - ・一部の高水敷では冠水しやすくなるよう形状の変更を計画中
4. 堤外民地・不法占拠など
  - ・ホームレス対策・違法行為対策・迷惑行為対策が計画されている
5. 舟運
  - ・緊急用船着場の設置、閘門の設置の検討、航行確保のための水深確保対策の検討、などが行われている
6. 漁業
  - ・漁業を河川整備にどう位置付けるか検討中
7. 砂利採取
  - ・砂利採取規制計画などに基づいて管理を実施中
8. 諸権利
  - ・高水敷の占用権については河川利用委員会（仮称）などで見なおしの予定

## これまで開催された会議等について

第4回環境・利用部会(平成15年4月17日)までに、以下の会議が開催されています。

委員会		琵琶湖部会		淀川部会		猪名川部会	
第1回 第6回	平成13年開催	第1回 第8回	平成13年開催	第1回 第10回	平成13年開催	第1回 第6回	平成13年開催
第7回	H14/2/1(金)	第9回	H14/1/24(木)	第11回	H14/1/26(土) (意見聴取の会含む)	第7回	H14/1/18(金)
第8回	H14/2/21(木)	第10回	H14/2/19(火) (意見聴取の会含む)	第12回	H14/2/5(火)	第8回	H14/1/27(日) (意見聴取の会含む)
第9回	H14/3/30(土) (意見聴取の会含む)	第11回	H14/3/13(水)	第13回	H14/3/14(木)	第9回	H14/2/15(金)
第10回	H14/4/26(金)	第12回	H14/4/7(日)	第14回	H14/4/5(金)	第10回	H14/3/4(月)
第11回	H14/5/15(水)	第13回	H14/5/12(日)	第15回	H14/5/27(月)	第11回	H14/6/11(火)
第12回	H14/6/6(木)	第14回	H14/6/4(火) (現地視察)	第16回	H14/6/24(月)	第12回	H14/7/11(木)
第13回	H14/7/30(火)	第15回	H14/6/17(月)	第17回	H14/7/31(水)	第13回	H14/8/20(火)
第14回	H14/9/12(木)	第16回	H14/7/4(木)	第18回	H14/9/24(火)	第14回	H14/10/1(火)
第15回	H14/12/5(木)	第17回	H14/8/8(木)	第19回	H14/10/29(火)	第15回	H14/10/17(木)
第16回	H15/1/17(金)	第18回	H14/10/3(木)	第20回	H14/12/13(金)	第16回	H14/11/8(金)
第17回	H15/1/24(金)	第19回	H14/11/9(土)	第21回	H15/1/29(水)	第17回	H14/12/12(木)
第18回	H15/2/24(月)	第20回	H14/12/14(土)				
第19回	H15/3/27(木)	第21回	H15/1/29(水)				
環境・利用部会		治水部会		利水部会		住民参加部会	
第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/3/8(土)	第1回	H15/2/24(月)
第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)	第2回	H15/3/27(木)
第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/10(木)	第3回	H15/4/14(月)	第3回	H15/4/11(金)

その他	設立会	H13/2/1(木)	シンポジウム	H14/6/23(日)
	発足会	H13/2/1(木)	拡大委員会	H14/11/13(水)
	第1回 合同懇談会	H13/2/1(木)	提言説明会	H15/1/18(土)
	第1回 合同勉強会	H14/4/11(木)		

## 環境・利用部会委員リスト

2003.4.17現在 (五十音順、敬称略)

	氏名	所属検討班			対象分野	所属等	兼任状況
		自然環境	水質	利用			
1	有馬 忠雄				植物	大阪府 自然環境保全指導員	淀川部会
2	井上 良夫				地域の特性に詳しい委員(水辺の遊び)	BSCウォータースポーツセンター 校長	琵琶湖部会
3	江頭 進治				河道変動	立命館大学理工学部 教授	琵琶湖部会 治水部会
4	川上 聡				地域の特性に詳しい委員 (水環境保全ネットワーク・市民活動)	木津川源流研究所 所長 三重大学人文学部 非常勤講師	淀川部会 利水部会 住民参加部会
5	川端 善一郎				生態系	京大大学生態学センター 教授	琵琶湖部会
6	紀平 肇				動物	元清風学園 講師	淀川部会
7	倉田 亨				農林漁業	近畿大学 名誉教授 京都府内水面漁場管理委員会 会長	琵琶湖部会
8	小林 圭介				植物(植物社会学)	滋賀県立大学 名誉教授 永源寺町教育委員会 教育長	琵琶湖部会
9	宗宮 功 (部会長)				水質(水質工学)	京都大学 名誉教授 授龍谷大学 教授	琵琶湖部会
10	田中 真澄				地域の特性に詳しい委員(自然哲学)	岩屋山志明院 住職 鴨川の自然をはぐくむ会 代表 市民投票の会 共同代表	淀川部会 住民参加部会
11	田中 哲夫				漁業関係(魚類生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 助教授	猪名川部会
12	谷田 一三				動物(河川生態学、昆虫分類系統学)	大阪府立大学総合科学部 教授	淀川部会
13	寺川 庄蔵				地域の特性に詳しい委員 (自然・環境問題全般)	びわ湖自然環境ネットワーク 代表	琵琶湖部会 利水部会
14	寺西 俊一				経済(環境経済学、環境政策論)	一橋大学大学院経済学研究科 教授	-
15	中村 正久 (部会長代理)				水環境(環境政策、環境システム工学)	滋賀県琵琶湖研究所 所長	琵琶湖部会
16	西野 麻知子				動物(陸水動物学)	滋賀県琵琶湖研究所 総括研究員	琵琶湖部会 治水部会
17	服部 保				植物(植物生態学)	兵庫県立姫路工業大学 自然・環境科学研究所 所長、教授	猪名川部会
18	原田 泰志				漁業関係	三重大学生物資源学部 助教授	淀川部会
19	細川 ゆう子				地域の特性に詳しい委員(住民運動)	猪名川の自然と文化を守る会	猪名川部会 利水部会
20	横村 久子				地域・まちづくり (地域計画・景観文化論)	京都女子大学現代社会学部 教授 (社)なら女性フォーラム 副理事長	淀川部会 利水部会
21	榎屋 正				地域の特性に詳しい委員	地球環境関西フォーラム 事務総長	淀川部会 治水部会 利水部会
22	松岡 正富				地域の特性に詳しい委員	滋賀県漁業青年部 理事、 朝日漁業協同組合 代表監事	琵琶湖部会
23	三田村 緒佐武				環境教育(水環境教育、生物地球化学)	滋賀県立大学環境科学部 教授	琵琶湖部会 住民参加部会
24	矢野 洋				水質	神戸市水道局水質試験所 所長	猪名川部会
25	山村 恒年				法律(行政法・環境法)	弁護士・元神戸大学教授	住民参加部会
26	山本 範子				地域の特性に詳しい委員	流域住民	淀川部会 治水部会
27	吉田 正人				自然保護(自然保護、生態学)	財団法人 日本自然保護協会 常務理事	-
28	鷺谷 いづみ				植物(植物生態学、保全生態学)	東京大学大学院農学生命科学研究科 教授	-
29	和田 英太郎				水質(同位体生態学)	総合地球環境学研究所 教授	淀川部会
30	渡辺 賢二				水環境	上桂川漁業協同組合 元事務局長	淀川部会

注1:対象分野欄の( )は委員の専門を示しています。注2:所属検討班の はリーダー、 は副リーダーを示しています。

## 配布資料リスト

### 第3回環境・利用部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		K3-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	K3-B
資料2-1	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」検討の論点について（治水部会、環境・利用部会）	K3-C
資料2-1補足	「提言（030117版）」と「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」の比較資料	K3-D
資料2-2	論点に関する前部会（3/27）での主な意見・やりとり内容	K3-E
資料2-2補足	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」及び具体的な整備内容シート（第1稿）についてのご意見（環境・利用部会）	K3-F
資料2-4	舟運：河川管理者からの提供資料	K3-G
資料3	4月～7月の委員会、部会、運営会議の日程について	K3-H
参考資料1	委員および一般からのご意見	K3-K
共通資料	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に係る具体的な整備内容シート（第1稿）：河川管理者からの提供資料	K3-J

### 第4回環境・利用部会 配布資料

資料リスト		資料請求 No
議事次第		K4-A
資料1	委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）	K4-B
資料2	環境・利用部会の検討班の現状とりまとめ	K4-C
資料2補足1	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」検討の論点と関するこれまでの部会での主な意見・やりとり内容（環境・利用部会）	K4-D
資料2補足2	「提言（030117版）」と「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」の比較資料	K4-E
資料2補足3	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」及び具体的な整備内容シート（第1稿）についてのご意見（環境・利用部会）	K4-F
資料3	4月～7月の委員会、部会、運営会議の日程について	K4-G
資料番号なし	4.17環境・利用部会にむけての意見：寺川委員からの提供資料委員	K4-H
参考資料1	委員および一般からのご意見	K4-I
共通資料	「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」に係る具体的な整備内容シート（第1稿）：河川管理者からの提供資料	K4-J

注：紙面の都合上、資料内容は省略しています。資料をご覧になりたい方はP.26の「配布資料及び提言の閲覧・入手方法」をご覧ください。

## 配付資料及び提言の閲覧・入手方法

以下の方法で資料及び提言を閲覧、または入手することができます。ただし、以下の点にご注意下さい。

- ・当日会場で部数の関係上、一般傍聴者に配付されなかった資料は、閲覧のみ可能とさせていただきます。
- ・当日会場で一般傍聴者に配付された資料で原本がカラーの資料は、白黒での提供となります。カラーの資料を希望される場合にはコピー代を実費でいただきます。なお、カラー資料についてはホームページ等での閲覧は可能です。

### ホームページによる閲覧

配布資料及び提言は、ホームページで公開しております。

### 郵送

郵送による配布資料の送付を希望される方には、送料実費にて承っております。（希望部数が多い場合、またカラーの資料を希望される場合はコピー代も実費でいただきますので、予めご了承ください。）ご希望の方は、FAXまたは郵送、E-mailで庶務までお申し込みください。

### 閲覧

資料の閲覧を希望される方は、庶務までご連絡ください。

### 「提言」の入手

「提言」の冊子を無料で差し上げます。冊子の送付を希望される方は、氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号と「提言希望」を明記のうえ、下記までご連絡ください。

頂いた個人情報については、上記資料及び提言の送付のみに使用させていただきます。

## ご意見受付

淀川水系流域委員会ではみなさまのご意見を募集しています。ホームページ、E-mailまたはFAXにてお寄せ下さい。

氏名、郵便番号、住所、団体・会社名、電話番号をご記入のうえ、上記までお寄せ下さい。寄せられたご意見は公表させていただく場合がございます。公表に支障がある場合にはその旨も併せてご記入いただきますよう、お願いいたします。ご意見を公表する場合には、団体・会社名（または居住地）とお名前も公表いたしますので予めご了承下さい。ご記入いただいた個人情報については、上記の意見の公表のみに使用させていただきます。

ホームページ <http://www.yodoriver.org>

E-mail [k-kim@mri.co.jp](mailto:k-kim@mri.co.jp)

TEL 06-6341-5983

FAX 06-6341-5984

淀川水系流域委員会 庶務  
(株)三菱総合研究所関西研究センター内



淀川水系流域委員会

## 環境・利用部会ニュース No.3-4

2003年7月発行

【編集・発行】淀川水系流域委員会

【連絡先】淀川水系流域委員会 庶務

株式会社 三菱総合研究所 関西研究センター

.....  
研究員：新田、柴崎、水嶋

事務担当：桐山、森永、北林

〒530-0003 大阪市北区堂島 2-2-2(近鉄堂島ビル7F)

TEL:(06)6341-5983 FAX:(06)6341-5984

E mail:k-kim@mri.co.jp

流域委員会ホームページアドレス

<http://www.yodoriver.org>

ニュースレターは以下の機関でも配布しています。

国土交通省 近畿地方整備局 / 淀川河川事務所 / 琵琶湖河川事務所 / 大戸川ダム工事事務所 / 淀川ダム統合管理事務所 / 猪名川河川事務所 / 猪名川総合開発工事事務所 / 木津川上流河川事務所 / 水資源開発公団 関西支社 / 滋賀県 土木交通部河港課 / 京都府 土木建築部河川課 / 大阪府 土木部河川室 / 兵庫県 土木部河川課 / 奈良県 土木部河川課 / 三重県 伊賀県民局 等

\* ニュースレターは最新号、バックナンバーともに、ホームページでもご覧頂けます。

この印刷物は再生紙を使用しています。